

利根川水系

江戸川左岸圏域河川整備計画

平成 18年 1 2月

千 葉 県

はじめに

本圏域におけるかつての河川は、水路網が縦横に張りめぐらされ、水運や農業用水、さらには野菜洗いの場など人々の生活に密接にかかわっていました。しかしながら、首都東京に隣接し、県都千葉をはじめとする県内各都市と東京を結ぶ大動脈である交通網が集積する地域であったことから、県内でもいち早く都市化が進展し、都市型水害が顕在化する結果となりました。

これに対して、河川改修が急ピッチで行われ、水害に対する一定の安全度をもたらしました。しかしながら、都市域における工事は、用地取得の制約や経済性の問題から、治水的に合理的と考えられる護岸工事とならざるを得ず、結果的に自然や景観への配慮や親水性の欠如した河川整備が行われました。さらに、急激な人口増に伴う河川水質の悪化もあって、人々を河川から遠ざける結果となりました。

このような環境変化は、河川に限ったことではなく、急激な都市化が進展した各流域も大きく変貌しています。本圏域内にかつて存在した斜面林や田畑が減少することで、流域の保水、遊水機能が著しく低下し、従来の水循環系が失われてしまったことは、河川にも大きな負担を与える結果となっています。

このような、河川改修の経過や歴史的な圏域の変遷を踏まえると、もはや行政だけの取り組みには限界が見え始めています。そのため、地域住民の方々からの川づくりやまちづくりに関する貴重なご意見を頂き、地域住民と行政が同じ目的意識を有して行動することが望まれています。

今後、地域住民と行政及び関係機関がともに連携し、安全で美しく、この地域らしい川を育てる取り組みを、確実に、そして継続的に行っていくことが、本圏域にとって大切なことなのです。

目 次

第1章 圏域と河川の概要.....	1
第1節 圏域の概要.....	1
第2節 河川の概要.....	6
第2章 河川の現況と課題.....	15
第1節 治水に関する事項.....	15
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	19
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項.....	20
第3章 河川整備の目標に関する事項.....	25
第1節 対象河川と対象区間.....	25
第2節 計画対象期間.....	25
第3節 洪水による災害の防止または軽減に関する事項.....	25
第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	26
第5節 河川環境の整備と保全に関する事項.....	26
第4章 河川整備の実施に関する事項.....	28
第1節 河川工事事の目的, 種類および施行の場所.....	28
第2節 河川工事事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	29
第3節 河川維持の目的, 種類および施行の場所.....	46
第5章 地域との連携に関する事項等.....	48
第1節 流域における取り組みへの支援.....	48
第2節 超過洪水対策.....	48
第3節 河川愛護, 環境教育.....	48